

## 第1回射水市政治倫理条例検討委員会 会議概要

### 1 開催日時

平成25年11月8日(金)午後5時から午後6時まで

### 2 開催場所

射水市役所小杉庁舎4階 402会議室

### 3 出席者

委員 鈴木委員、樋口委員、山本委員

事務局 行政管理部総務課 村上部長、島木課長、久々江課長補佐、白川主任

### 4 欠席者

なし

### 5 議事

#### (1) 委員長の選出について

委員の互選により、樋口委員を委員長とすることに決定した。

#### (2) 政治倫理条例検討事項について

### 6 会議資料

資料1 射水市政治倫理条例検討委員会設置要綱

資料2 射水市長等政治倫理条例案の検討事項

【参考資料】・小杉町長等政治倫理条例

・高岡市議会議員政治倫理条例(解説付)

・地方自治法第92条の2、第142条

### 7 会議記録

〔条例全般について〕

- ・ 公務としてその身分・職に就いたときから自覚を持って職務を全うするのが自然であり、また法令にも様々な規定がある中で、社会一般から考えて当然と思われる事項を、さらに市の姿勢として決めておかねばならないのだろうか。
- ・ これから制定する条例が憲法及び法令違反を問われることがないよう、その範囲内において規定内容を定めるのが妥当ではないか。

〔条例の対象者について〕

- ・ 条例の対象者について、副市長を対象者とするに関して一定の理解はできるが、教育長に関しては、どういう仕事をしていて、また、市と取引のある業者に対してどの程度関与することができる立場にあるのか、よく分からない面がある。教育長の権限について今一度認識した上で、対象者に含めるかどうかの判断をすべきだろう。

〔市との契約、請負等を辞退する企業等の基準について〕

- ・ 平成23年に広島高等裁判所で判決が示された広島県府中市の市議会議員政治倫理条例に係る違憲性の是非はともかくとして、「2親等以内の親族が経営する企業等は市の工事の請負契約等を辞退しなければならない」という規定について、当該企業等に対して特段の便宜を図ったという根拠や実態が何も示されないまま、条例で「何親等」と形式的・具体的に制限してしまうことには弊害を感じる。
- ・ 形式的な基準で規定すると、違反かどうかの判断は明確になるが、個別具体的な話になってくると、政治倫理審査会の調査能力や権限の限界もあり、難しい面が出てくると考えられる。
- ・ 仮に、契約、請負等を辞退する企業等の経営者の基準（いわゆる身内基準）を条例に規定するのであれば、その内容は緩やかなものにすべきではないか。
- ・ 公共事業を受注した企業等の経営者が、市長の親族であるかどうかではなく、仮に友人であっても、市長の権限を行使して特段の便宜を図ったかが、政治倫理上の問題となるポイントだろう。

〔政治倫理審査会、市民の審査請求権等について〕

- ・ 市民の審査請求権に係る連署人数の基準については、少なすぎると、一握りの政治的傾向を持った団体が市長に反対するための政治的な闘争の手段として利用される可能性もあるし、逆に多すぎると、審査請求をさせないためのハードルとなってしまうおそれもある。他市の条例との比較資料や地方自治法に規定されている直接請求の基準等を参考に、適切な基準を設定すべきだろう。
- ・ 市民からの審査請求に限らず、市長が自ら疑惑の声を払拭するため、政治倫理審査会における審査を求めることができる規定を入れるかどうかも検討事項ではないだろうか。